短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の運営規程参考例

「◎◎（施設名称）」運営規程

　（事業の目的）

第１条　この規程は、医療法人＊＊会が開設する◎◎（以下「施設」という。）が行う指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定短期入所療養介護等を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　指定短期入所療養介護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

３　指定介護予防短期入所療養介護事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（施設の名称等）

第３条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名称　◎◎

　二　所在地　前橋市○○町○－○－○

　（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　一　管理者　１人（常勤職員）

　　　管理者は、施設の従業者の管理、指定短期入所療養介護等の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

　二　看護職員　○人以上

　　　看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護を行う。

　三　介護職員　○人以上

　　　介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、介護を行う。

　上記の他、基準上必要とされている職種について、職員の員数を記載すること。

四　事務職員　○人以上

　　　事務職員は、必要な事務を行う。

　（指定短期入所療養介護等の内容）

第５条　指定短期入所療養介護等の内容は、次のとおりとする。

　一　療養上の診療

　二　看護

　三　医学的管理の下における介護

　四　機能訓練

　五　食事の提供

　六　レクリエーション

　七　送迎

　八　その他日常生活に必要な支援及び介助

　（利用料等）

第６条　指定短期入所療養介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

　一　食費　１日当たり○○円（朝食○○円、昼食○○円、夕食○○円）

　二　居住費　１日当たり○○円

　三　利用者が選定する特別な療養室を提供した場合の利用料　○○円

　四　利用者が選定する特別な食事を提供した場合の利用料　○○円

　五　次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎に要する費用　通常の送迎の実施地域を越えた地点から１ｋｍ当たり○○円

　六　理美容代　○○円

七　日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用　実費

３　前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

　（通常の送迎の実施地域）

第７条　通常の送迎の実施地域は、○○市、○○市及び○○町の区域とする。

　（施設利用に当たっての留意事項）

第８条　利用者は、施設の利用に当たっては、次の点に留意するものとする。

　一　主治の医師から指示事項等がある場合は、管理者又は従業者に申出ること。

　二　体調不良等により指定短期入所療養介護等の利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止する場合があること。

　事業所において、必要事項を記載すること。

　（非常災害対策）

第９条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

　一　虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等

　二　虐待の防止のための指針の整備

　三　虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

　四　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、指定短期入所療養介護等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

　（その他運営についての重要事項）

第１１条　施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

　一　採用時研修　採用後○ヶ月以内

　二　継続研修　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人＊＊会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。